

地方裁判所委員会（第27回）議事概要

1 開催日時

日時 令和7年2月7日（金）午後2時00分

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（各50音順）

小笠原功委員、佐野美佐子委員、龍見昇委員〔委員長〕、高橋晋一委員、
田村志保委員、光吉恵子委員、元木利昭委員、吉成務委員

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介等

(4) 委員長選出

龍見昇委員が委員長に選任された。

(5) 前回のテーマ（民事調停手続の利用促進について）に関する報告

前回委員会において委員から出された意見を参考にして取り組んだ結果（広報活動等）についての報告があった。

(6) テーマ

「裁判所における個別労働紛争解決手続について」

説明者 徳島地方裁判所民事部主任書記官 大 崎 学

徳島簡易裁判所庶務課長 浦 典 子

(7) テーマ等についての意見交換

下記5のとおり

(8) 次回開催期日、テーマ等

次回テーマについて、次の意見があった。

① 医療過誤などの専門訴訟について、裁判所として適正迅速に進めるためにどのように取り組んでいるのか、あるいはどのように取り組んでいくのかなどの意見交換。

② 裁判員制度について、裁判員等がどのように選任され、また関与しているのか、審理の進み方、裁判員裁判への参加についてなどの裁判員裁判に対する意見交換。

(9) 所長あいさつ

(10) 閉会

5 意見交換要旨

(○：委員、□：説明者もしくは裁判官の職にある委員)

○：裁判所の労働審判は、当事者双方が同席して手続をしていると思うが、最近ではハラスメント事案も増加していることから、感情面への配慮について工夫している点はあるか。

□：ハラスメント事案の場合、相手方の面前で話をすることができるのかという問題がある。実務上、当事者双方の意見を聴いた上で、当事者双方の認識共有のために双方代理人は審判廷に同時に入室してもらおうが、当事者本人については個別に入室してもらい事実関係の確認をすることもある。

○：そのような取扱いをすることで配慮されているという広報はされているのか。

□：具体的な方法は広報されていない。

○：配慮される環境があるかどうかは、手続を選択する一つの指針にもなるので、広報を工夫されたい。

○：労働審判と、労働局が行う労働委員会との役割の違いは何か。労働局ではあっせんもあると思うが。

□：大きな違いとして、裁判所の手続であれば、最初は話し合いでの解

決を目指す、話し合いがまとまらない場合には労働審判をすることになる。

○：労働局が取扱う労働委員会は、代理人だけで手続をしているのか。

□：労働局の実情は把握していない。

○：裁判所の労働審判は、代理人がいる場合でも当事者本人の参加が必要となるのか。

□：事実関係をよく理解しないとよい解決案はできないので、事実関係をよく知っている当事者本人、使用者側の代表者や担当者にも出席してもらい、質問に答えてもらっている。

□：代理人は事前にきっちり打ち合わせをしていると思われるが、労働審判は、原則、3回以内の期日で終了することになっていることから、実情をよく知っている当事者本人も出席してもらっている。

○：労働局の手続は無料であるが、裁判所の労働審判は弁護士に委任しないと難しい面があり、費用も掛かり手続も重い。無料である労働局の手続を利用し、そこで解決されなかった事案について、その後、裁判所の手続が利用されているのか、もしくはされていない場合はなぜなのか、という点が問題であると考えている。労働局には多くの相談がされているが、裁判所としてどこまで対応できているのかと感じている。

○：労働紛争の解決には、労働審判、民事訴訟や民事調停、都道府県によるあっせんと各種手続があると思うが、利用者の関心は、どのようなときにどの手続を利用すべきかという点にあると思われる。適切な情報提供があれば利用しやすいのではないかと感じた。先ほどの話では、まずは無料のところからとの話があったが、どのようなときに裁判所を利用したほうがいいのかという案内はしているのか。

□：裁判所に来庁された場合には、各種手続のメリット、デメリット、手続の流れなどを説明することはある。

○：法テラスにも労働問題のリーフレットを備え付けているが、労働局の相談や労働委員会などのできるだけ手軽に利用できるものを案内する形で作成されている。

○：労働問題の相談があったときには、まずどこに行くことが一番いいのかということを考えている。裁判所の手続では同席することになるが、労働委員会であれば同席することはない、また費用の面もある。一般的に裁判所が関与することになると重くなるという説明をするなどして、メリット、デメリットを伝えている。

□：効力のことを考えると、適正な手続の下で一定程度事実関係を調べてから審判を受けたいという当事者もいる。その手続を、原則、3回以内の期日で終わらせるとなると、訴訟手続ほど厳格ではないにしても、事実関係の資料をある程度提出してもらう必要がある。労働局の総合労働相談コーナーがワンストップサービスの役割を果たし、そこから法テラスや都道府県のあっせん等につなげ、それでも解決しない場合は裁判所の労働審判を紹介していただくという流れになっているのではないかと理解している。適切な紛争解決機関及び解決手続の選択のため関係機関が連携することが重要と思われる。

○：労働審判を利用する方は、どのような業種の方が多いのか。賃金の低い業種の方が急に弁護士に相談することになるのか。

□：業種については統計をとっていないので分からないが、特にこの業種の方が多いと感じることはない。また、賃金が高額の方だけ申立てをしていると感じることもなく、何らかの傾向があると感じたことはない。

○：各種手続の費用の目安は。

□：裁判所の手続費用については分かるが、それ以外の弁護士の費用などは分からない。

○：法テラスは労働審判にも対応しているが、法テラスで受任する場合は資力が少ない方になるので、一般的には法テラスで受任する場合より弁護士費用は高くなる。労働審判は短期間に多くの資料を収集して裁判所に提出することから、弁護士にとっても相当な負担があるが、申立人のために思い頑張っている。

○：「徳島労働問題」をインターネットで検索すると、徳島県の相談窓口が一番最初に出てくる。その次は厚生労働省であり、裁判所は出てこない。裁判所に目を向けてもらうための取り組みをできる範囲で検討していただきたい。例えば、労働審判の手続案内という形で県のホームページに掲載を依頼したり、定期的に労働相談員への研修を実施するなどして、また、労働審判制度は非常に便利で使いやすい制度であり、申し立てられた8割が短期間で解決しているなどの案内もすれば、利用者が増加するのではないかとと思われる。

○：労働審判を利用する場合、労使間紛争が大きくなっていると思われるが、労働審判で解決する割合はどの程度か。

□：基本的に調停での解決が多くなっている。労使双方の労働審判員がいるなどの理由で、当事者双方に納得感があるのではないかと考えている。その他、短期間で解決したいという気持ちもあるのではないかと考えている。

○：先ほど、データの的に地位確認の事案が増加していたが、労働者側としては、解雇については不満はあるが、退職金などがきちんと支払いがされればいいという気持ちの方もいらっしゃる。労働審判で解決している事案の中には、おそらく、きちんと支払いがされている、

または追加の支払いがあるなどの事案があるのではないかとと思われる。解雇について徹底的に争うような事案は労働審判には向いていないと思われる。

□：先ほど、委員から、労働審判は手続が重く、同席での手続であるイメージがあることから案内をためらうこともあるとの話があったが、他にどのようなことが分かれば案内しやすいのか。

○：労働問題について相談があった際は、できれば、費用が少なく、双方が納得いく機関がないかという視点で考えている。究極的には双方が同室で手続をすることもあると思うが、精神的負担を考えると交互に話を聞くあっせんが一番よいのではないかと考えている。そこで解決しない場合は労働審判を利用して和解を試みてもらい、それでも解決しない場合はやむを得ず裁判になると考えているが、裁判は最後の砦であり重いので、できれば労働審判で解決していただきたいという気持ちがある。労働審判は、最後の砦の手前にある安心できる手続という立ち位置だと思っている。労働審判の件数が多いことがよいのか、労働審判になる前に解決することがよいのか、関係機関が連携していくことで労働問題で悩んでいる方をそのままにしないようにする道を作ることが理想的と思っている。

○：労働審判制度について、使用者側にも利用できる旨の案内をすることもよいと思われる。

○：労働審判の申立人は複数人でもよいのか。

□：複数人で申し立てられることもあるが、解決時には個別事情が関係することもあるので、手続は個々に進行することもあり得る。基本的には個別に申し立てをしていただき、同時進行したほうが早く解決すると思われる場合には、同時進行することもある。

以 上